

編集・発行 猪名川町役場町長公室広報広聴係

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑1-1 電話番号 0727 (66) 8707 ファックス番号 0727 (67) 2255
ホームページアドレス (URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp> 電子メールアドレス koho@town.inagawa.hyogo.jp

毎月1日・
15日発行

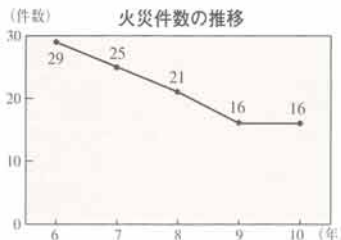


▲昨年8月の防災総合訓練の様子

乾燥注意報発令！ 火災に注意！

火災

平成十年一月から十二月までの本町の火災、救急などの概況がまとまりましたので、お知らせします。
火災は平成六年から減少を続けており、平成十年は前年と同数でした。しかし、平成七年からは横ばいを続けていた救急出動件数が五十四件増加、平成六年以降減少を続けていた救助出動件数も五件増加しています。
火災や事故は一瞬の不注意で発生し、生命や財産を奪います。ぜひ、この機会に災害防止について考えましょう。



平成十年中の火災は十六件で、前年と同数です。
これを種別ごとにみると、建物火災四件(前年七件)、林野火災一件(同〇件)、車両火災四件(同二件)、その他火災七件(同七件)で、建物火災は、三件減少しましたが、車両、林野火災は増加しています。
出火原因としては、火遊び三件(同三件)、放火三件(同一件)、こんろ二件(同四件)、電気機器一件(同一件)、電気装置一件(同一件)、たき火一件(同二件)、取火一件(同〇件)、火入れ一件(同〇件)、不明三件(同三件)となっています。特に火遊び、放火による火災が多く発生しています。
また、時間別の火災発生状況は、正午から午後六時までの昼間に集中し、全体の七五割を占めています。

救急

平成十年火災・救急の概要

救急、救助が増加、火災は横ばい

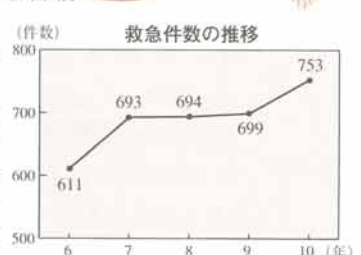
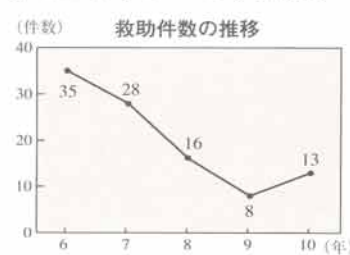
平成十年中の救急出動件数は前年と比べると五十四件増加の七百五十三件で、一日平均二・〇件の割合で救急車が出動したことになります。搬送人員は、五十九人増加の七百五十二人で、住民三十八・四人に一人の割合で運ばれたことになります。

救助

平成十年中の救助出動件数は十三件で前年と比較すると五件増加しています。救助活動件数は八件(前年七件)、救出人員は二十八人(同七人)となっています。

事故種別は交通事故六件(同六件)、水難事故二件(同〇件)、機械による事故一件(同〇件)、建物等による事故二件(同〇件)、その他の事故三件(同一件)です。

災害発生件数と人口との比率では、周辺の各都市と比べて決して災害が少ないわけではありせん。また、今年一月現在で火災二件、救急三十四件となっています。いつ、いかなる災害が発生する



インフルエンザに注意！！

手洗いやうがいの励行を！

ゆうあいセンター 食堂経営者募集



ゆうあい福祉公社では、ゆうあいセンター内の食堂経営者を募集しています。
▷受付期間 2月15日から同月25日まで
▷内容 デイサービスやショートステイで提供する高齢者向けの食事や一般利用者へ提供する食事など
募集要領や諸条件など、詳しくは、ゆうあい福祉公社(☎66-1200)へ。

昨年十二月七日に発足した猪名川町総合計画審議会では、二十一世紀に向けて、住民と行政がともにめざすべきまちの将来像(猪名川町総合計画基本構想案)を審議しています。
今後、この審議に住民の意見を反映させるため、住民のみならず、この懇談会を下表のとおり開催します。
この懇談会は、将来のまちづくりを住民のみならずが主体的に考えていただき、意見や提言をいただくためのもので、当日、どなたでも自由に参加いただけます。二十一世紀の猪名川町について、幅広い視点から意見や提言をお願いします。
問い合わせは、企画推進室(☎六六・八七一)へ。

懇談会の開催日程

会場	とき	ところ
第1会場	3月7日(日) 午後1時30分～	六瀬住民センター 多目的ホール
第2会場		生涯学習センター 視聴覚ホール

どちらかの会場へおこしください

二十一世紀に向けた
まちづくり懇談会
猪名川町の将来像を一緒に考えませんか

國立員樹園高職職業能力開發校

いながわ特派員 とびきり 報告

言葉巧みに近づいてくる勧誘員。しつこい販売員。そんな彼等に対して、あなたは毅然とした態度で「必要ありません」と断ることができるか？

猪名川町の消費生活相談も年々増えており、年間六十から七十件にもなっています。また、その内容も複雑多岐になっており、解決に時間がかかるケースが増えています。

悪質商法の手口

消費者ニーズが多様化する現在、訪問販売、通信販売、インターネットを使った商品の売買などの流通の拡大は、正しく活用すると非常に便利で、私たちの生活を豊かにします。しかし一方では、便利さや安易さにつけ込む悪質な業者がいくつも出ています。

悪質商法の手口のうち、次の三つが上位を占めているようです。

① キャッチセールス&アポイントメントセールス



消防署の方から来ました。消火器の設置が義務付けられました。(実はウソ)

▲こんな勘違いを利用する「点検商法」もあります。

キャッチセールス&アポイントメントセールス

路上を通行中の若者などに「映画を半額で見られる会員権はいりませんか？」と声をかけ、ほとんど使えないものにならない会員権を売りつけていた。また、20代の若い男性の自宅に女性の声で電話をかけ、デートなどの約束を取りつけて呼び出し、言葉巧みに業者の営業所に連れ込んだあと、数人の男性社員が取り囲んで高額な貴金属などを無理やり購入させていた。

電話勧誘による資格商法

将来、国家資格になる予定もないにもかかわらず、電話で「近く国家資格となる。今回に限り講習を受講すれば簡単に資格が取れ、月々20万の副収入が得られる」などと偽って講習の受講を勧誘し、受講料をだまし取っていた。

(対策) 公的機関や紛らわしい名称を使って「昇進に有利」などと電話で勧誘し、契約させてしまう商法です。たとえ電話でも契約は成立するので、自分にとって不必要と思ったら、はっきりと「受講する気はありません！」と言いましょ。『いいです』『結構です』といった、あいまいな返事は禁物です。

催眠(SF)商法

まず、路上で主婦やお年寄りを狙ってくじを配り、「景品が当たった」などと言葉巧みに販売会場に連れ込む。次に、元氣よく手を挙げた人に安価な日用雑貨品などを次々と無料で配り、会場全体を「手を挙げなければ損だ」という催眠状態にしたうえ、突然高額な羽毛布団などをもち出し、拒否する人には「契約するまで帰さんぞ」「さっき手を挙げたじゃないか」などと大声でどなって無理やり購入させていた。

(対策) 催眠商法とは、当初は日用品などをただ同然の値段で販売したり、無料で配布し、「物を買わなければ損だ」という心理状態に陥らせ、それに乗じて高価な商品を販売する商法です。こういった広告や宣伝があっても、会場に行かないことです。



② 被害に遭わないために

悪質商法の被害に遭わないためには、当り前のことかもしれませんが、次のポイントに気を付けましょ。

① もうかかります「あなた特別に選ばれた」などうまい話を持ちかけられたら、まず疑う。

② 提示された商品やサービスが、自分に必要なものか。また、その品質と価格が適当なものであるかをよく考え、町でも毎日、電話による消費生活相談(☎六六・一一〇)を受け付けています。また、毎月四回、消費生活相談員による相談日を設けています。相談員による相談日を設けています。相談員による相談日を設けています。



産業課で配布
残部数は約100部

談日などは、毎月一日の「広報いながわ」相談あいに掲載しています。

また、産業課(☎六六・八七〇九)では、クリーニング・オフ制度や悪質商法の一覧など様々な暮らしの知識をまとめた「くらしの豆知識」を無料配布しています。希望者はお早め。



契約解除の通知は書面で行います。内容証明郵便が最も確実ですが、簡易書留のものが、両面をコピーしてとっておくを出す方法もあります。

クリーニング・オフをすると、すでに支払

その他の主な悪質商法(これら以外にもまだあります)

名称	主な商品、サービス	主な販売方法と特徴や問題点
マルチ・マルチまがい商法	浄水器、化粧品、婦人下着、ふろ水浄化装置、健康食品	商品を購入し、自分もまた商品の買い手を探し、買い手が増えることにマージンが入り、自分の系列に加入者を増やしていくと大きな利益が得られるというもの。販売業者の成功話と違って売れない商品を抱え込むなど問題が多い。
送りつけ商法(ネガティブ・オプション)	雑誌、ビデオソフト、新聞、紳士録	注文していない商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上、支払わなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法。代金引換郵便を悪用するものもある。
開運(霊感)商法	印鑑、仏具、神具、占い	「先祖のたたりで不幸になる」などと、人の不幸や不安につけ込み、高額なつぼや数珠、印鑑などを買わせる。
点検商法	羽毛ふとん、消火器、白アリ駆除	点検に来たと行って訪問。「ふとんにダニがいる」「白アリ被害」「壊れている」などとだまして代替品を売りつける。
見本工事商法	ベランダ、カーポート、ソーラーシステム	「カタログに写真を掲載させてもらう」など住宅設備関連の商品を特別に安くするように言うが、実際は少しも安くない。ずさんの工事や安全性に問題がある場合も多い。

つたお金も全額返還されます。損害賠償や違約金もありません。

ただし、クリーニング・オフの対象とならない商品やサービスもあります。

【注意】

私は平成〇年〇月〇日〇〇の購入契約を結びましたが、契約を解除します。

支払った代金〇〇円を全額返金してください。私が受け取った商品は平成〇年〇月〇日〇〇日(自分住所・氏名)

(販売会社の住所を明記、代表者名)

ハガキの記載例

今回のテーマは「コンビニ」

熟通「コンビニ」の味に慣れた日々

「コンビニ」料理任せて 昼寝癖

「コンビニ」買って盛りつけすまじ願

岡村和子(つじが丘)

来月のテーマは「なみだ」です。

応募方法は、二月二十六日までにハガキで町長公室広報広聴係へ。

おもしろ川柳